

宅地擁壁製造工場認証実施要領

第1章 総則

(目的)

第1条 本実施要領は、宅地擁壁製造工場の製造工程の品質管理に関する事項について、審査、認証を行い、もって、宅地擁壁の品質及び安全性の確保と宅地擁壁技術の向上並びに普及に資することを目的とする。

(適用)

第2条 本実施要領は、前条の目的を達成するため公益社団法人 全国宅地擁壁技術協会（以下「協会」という。）が行う宅地擁壁の製造工場に関する認証（以下「工場認証」という。）を適正、公平かつ円滑に行うために必要な事項を定める。

第2章 工場認証

(工場評定委員会)

第3条 協会会長（以下「会長」という。）は、工場認証の公平性を確保するため、宅地擁壁製造工場評定委員会（以下「工場評定委員会」という。）を設置する。
2. 工場評定委員会設置規定は別に定める。

(工場認証の申請)

第4条 工場認証の申請は、工場認証を受けようとする者（以下「認証申請者」という。）が、当該工場（以下「認証申請工場」という。）について工場認証申請書及び評定に必要な書類（以下「申請書類」という。）を会長に提出するとともに、別に定める認証料金を納入して行うものとする。

(工場認証実施計画)

第5条 会長は、年度の最初に招集する工場評定委員会において、当該年度の工場認証実施計画を策定する。
2. 工場評定委員会は、工場認証実施計画の策定に当たり、次に掲げる事項について審議し決定するものとする。
1. 工場認証の日程に関する事項
2. 工場認証実施体制に関する事項
3. 工場認証基準に関する事項
4. 工場実地調査基準に関する事項
5. 指導・助言に関する事項
6. 認証報告書の作成に関する事項
7. 工場実地調査のための連絡調整会議に関する事項
8. 既認証工場に関する変更事項の処理に関する事項
9. 工場認証を適切、公平かつ円滑に行うために必要な事項
10. その他、工場認証実施計画に必要な事項

3. 申請書の受理の状況等に応じ、工場評定委員会は、当該年度の工場認証実施計画を変更することができる。

(工場調査委員の委嘱及び調査補助員の指名)

- 第6条 会長は、工場評定実施計画に基づき、工場実地調査を行うため工場調査委員の委嘱及び調査補助員の指名を行う。
2. 工場調査委員は、学識経験者等で擁壁等について一定の経験、知見を有していること。また工場認証業務に関して利害関係がない者であること。
 3. 調査補助員は、擁壁等の設計、製造等の実務経験を有していること。また工場認証業務に関して利害関係がない者であること。

(連絡調整会議)

- 第7条 会長は、工場実地調査に先立ち第6条の規定の基づき委嘱または指名された工場調査委員並びに調査補助員による連絡調整会議を開催し、工場実地調査に関する必要事項の確認を行うものとする。

(工場実地調査)

- 第8条 工場実地調査は、原則として工場調査委員1名と調査補助員2名の体制で行うものとする。
2. 会長は、工場認証実施計画の策定に伴い申請工場の工場実地調査日が決定した場合には、必要事項を記載した書面をもって、申請者に通知するものとする。
 3. 工場調査委員が工場実地調査を終了した場合には、工場実地調査報告書を作成し、速やかに会長に提出するものとする。

(製造工場認証)

- 第9条 会長は、申請工場について工場認証を行うために、工場評定委員会を招集する。
2. 工場認証は、申請書類に関する審査と工場実地調査に関する審査に基づき行うものとする。
 3. 委員長は、評定結果について、製造工場評定報告書を作成し、会長に報告するものとする。
 4. 会長は、製造工場評定報告書に基づき認証を行い、認証工場を決定するものとする。

(認証証明書の交付)

- 第10条 会長は、認証工場について認証証明書を作成し、認証申請者に対して交付するものとする。
2. 会長は必要と認めるときは、申請者に対し再交付することができる。
 3. 会長は、前項の認証証明書に注意義務を付すことができる。

(評定結果の報告)

- 第11条 会長は、申請者に対して評定結果を通知した場合には、その内容について、国土交通大臣及び関係機関に速やかに報告するものとする。

(認証証明書の有効期限及更新)

- 第12条 認証証明書の有効期限は、交付の日の翌日から5年後の応答日の属する年度の末日まで

とする。

2. 認証証明書の更新の申請（以下「更新申請」という。）は、更新を受けようとする者が、第4条1項に規定する書類を会長に提出して行うものとする。
3. 更新申請は、当該認証証明書の有効期限の6ヶ月前までに行わなければならない。
4. 更新に関する事項については、第4条から第11条の規定を準用する。

第3章 認証証明書の交付を受けた者の責務等

（認証証明書の交付を受けた者の責務等）

- 第13条 認証証明書の交付を受けた者は、当該認証証明書の交付を受けた製造工場における当該宅地擁壁にかかる当該年度の製造状況を書面にて、翌年度4月30日までに会長へ報告しなければならない。
2. 認証証明書の交付を受けた者は、申請書類の記載内容に変更が生じた時には、速やかに書面をもって会長に届け出なければならない。

（認証の廃止及び取消）

- 第14条 会長は、次の場合においては、当該認証を取り消すことができるものとする。
- 一. 認証証明書の交付を受けた者が、会長に対して工場認証を受けた宅地擁壁の製造を中止した旨を書面で提出した場合
 - 二. 認証証明書の交付を受けた者の製造・施工した宅地擁壁に関して、認証証明書の交付を受けた者の責に帰する重大な事故等が発生した場合
 - 三. 認証証明書の交付を受けた者が、第10条3項に規定する注意義務を遵守しない場合
 - 四. 認証証明書の交付を受けた者が、第13条の規定に違反した場合
 - 五. その他、会長が認証の取消が適切であると認めた場合
2. 前項の場合にあつては第11条の規定を準用する。

第4章 その他

（秘密の保持）

- 第15条 工場調査委員は、実地調査によって知り得た工場の内容について、秘密を守らなければならない。

（実施要領の改正・廃止）

- 第16条 工場認証の実施に関し、この実施要領に定めのない事項については、別途定める。
2. この実施要領を改正・廃止した場合には、関係機関に報告するものとする。

制 定 平成12年12月25日
改 正 平成25年 4月 1日
改 正 平成28年 4月 1日